（利子等の支払調書及び配当等の支払調書の提出に関する経過措置）

第十五条　新規則第八十二条第一項（利子等の支払調書）及び第八十三条第一項（配当等の支払調書）の規定は、新法第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する支払の確定した日が平成三十二年一月一日以後である新規則第八十二条第一項に規定する利子等又は新規則第八十三条第一項に規定する配当等について適用し、旧法第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する支払の確定した日が同年一月一日前である旧規則第八十二条第一項（利子等の支払調書）に規定する利子等又は旧規則第八十三条第一項（配当等の支払調書）に規定する配当等については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第十六条　新規則別表第二㈣に定める書式は、施行日以後に提出する新規則第十五条（非課税貯蓄申告書等の書式）に規定する申告書について適用し、施行日前に提出した旧規則第十五条（非課税貯蓄申告書等の書式）に規定する申告書については、なお従前の例による。

2　新規則別表第三㈠、別表第三㈡及び別表第三㈣に定める書式は、平成三十二年一月一日以後に新法第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）の規定により添付する同条に規定する計算書について適用し、同日前に旧法第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）の規定により添付した同条に規定する計算書については、なお従前の例による。

3　新規則別表第五㈦に定める書式は、平成三十一年一月一日以後に新法第二百二十五条第一項（支払調書及び支払通知書）の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第一項（支払調書及び支払通知書）の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

4　新規則別表第六㈠に定める書式は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき新法第二百二十六条第一項（源泉徴収票）に規定する給与等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき旧法第二百二十六条第一項（源泉徴収票）に規定する給与等につき同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

5　前各項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める申告書、計算書、調書又は源泉徴収票に、新規則別表第二㈣、別表第三㈠、別表第三㈡、別表第三㈣、別表第五㈦及び別表第六㈠に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十七条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四十九条第二項中「新規則第八十一条の七第二項第一号」を「所得税法施行規則第八十一条の七第三項第一号」に、「受理した新令」を「受理した所得税法施行令」に、「新令第三百三十七条第三項」を「同令第三百三十七条第四項」に、「新規則第八十一条の七第二項の」を「所得税法施行規則第八十一条の七第三項の」に改める。

附則第五十二条第二項中「、新令」を「、所得税法施行令」に、「新令第三百三十七条第三項」を「同令第三百三十七条第四項」に、「新規則第八十一条の十一第二項」を「所得税法施行規則第八十一条の十一第三項」に改める。

附則第五十四条第二項中「新規則第八十一条の二十一第一項」を「所得税法施行規則第八十一条の二十一第二項」に、「新令第三百四十三条第三項」を「所得税法施行令第三百四十三条第四項」に改める。

附則第五十五条及び第五十六条中「新規則第八十一条の二十一第一項に」を「所得税法施行規則第八十一条の二十一第二項に」に、「あるのは「新規則」を「あるのは「所得税法施行規則」に、「新令第三百四十三条第三項及び新規則第八十一条の二十一第一項」を「所得税法施行令第三百四十三条第四項及び所得税法施行規則第八十一条の二十一第二項」に、「あるのは「新令」を「あるのは「所得税法施行令」に、「準用する新令第三百四十三条第三項及び新規則」を「準用する同令第三百四十三条第四項及び所得税法施行規則」に、「新規則第八十一条の二十一第一項」と、」を「同令第八十一条の二十一第二項」と、」に改める。

附則第五十七条第二項中「新規則第八十一条の三十四第一項」を「所得税法施行規則第八十一条の三十四第二項」に、「新令第三百四十九条第三項」を「所得税法施行令第三百四十九条第四項」に改める。

附則第五十八条第二項中「第八十一条の三十六第四項」を「第八十一条の三十六第五項」に、「第三百五十条の四第三項及び」を「第三百五十条の四第四項及び」に改める。

附則第五十九条第二項中「新規則第八十一条の三十九第一項」を「所得税法施行規則第八十一条の三十九第二項」に、「新令第三百五十条の九第三項」を「所得税法施行令第三百五十条の九第四項」に改める。

○財務省令第十三号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）の施行に伴い、並びに同令附則、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

目次中「・第三条の二」を「―第三条の三」に、「第三章　収益事業の範囲（第四条―第八条の二の二）」を「第二章の三　恒久的施設の範囲（第三条の四）　第三章　収益事業の範囲（第四条―第八条の二の二）」に、「引当金」を「貸倒引当金」に、「第二款　確定申告（第三十四条―第三十六条の三）」を「第二款　確定申告（第三十四条―第三十六条の二）　第二款の二　電子情報処理組織による申告の特例（第三十七条の十一―第三十七条の十五の三）」に改める。

第一条中「「分割型分割」の下に「、「分社型分割」を加え、「第十二号の九まで、第十二号の十一から」を削り、「、分割型分割」の下に「、分社型分割」を加える。

第三条第三項中「若しくはロに該当する分割」を「、ロ若しくはニに該当する分割」に改める。

第一編第二章の二中第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

（対価の交付が省略された場合における対価株式の帳簿価額等）

第三条の二　令第四条の三第四項第五号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する財務省令で定める金額は、同号の無対価合併に該当する合併が適格合併に該当するものとした場合における当該合併の直後の当該合併に係る合併法人の株式（出資を含む。次項及び第四項において同じ。）の帳簿価額とする。

2　令第四条の三第八項第六号イに規定する帳簿価額として財務省令で定める金額は、同号イの無対価分割に該当する分割型分割が適格分割型分割に該当するものとした場合における当該分割型分割の直後の当該分割型分割に係る分割承継法人の株式の帳簿価額とする。

3　令第四条の三第八項第六号イに規定する分割承継法人に移転した資産又は負債に対応する部分の金額として財務省令で定める金額は、同号イの無対価分割に該当する分割型分割に係る法第六十一条の二第四項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する分割純資産対応帳簿価額とする。